

人口と世帯

		前月比
世帯数	1,439	(-1)
人口	5,671	(-7)
男	2,846	(-5)
女	2,825	(-2)

昭和58年12月末日現在
(住民基本台帳登録人口)

おもな内容

- 2~4…議会だより
- 5…除雪作業に協力を
- 6…あなたと保健室
- 7…りしりの博物誌(II)
- 8~11…昭和57年度の決算の状況
- 12…交通安全だより
- 13…31人が晴れて成人式に
- 14…税務だより
- 15…新春座談会「漁業振興を考える」
- 16…戸籍のうごき

交通事故死ゼロ記録2月1日現在868日

第九回定例町議会

昭和五十八年度一般会計
補正予算など原案とあり可決

昭和五十八年度第九回利尻町議会定例会は、十二月十二日開かれ十二月十六日閉会されました。諸般の報告、行政報告が行なわれたあと引き続き一般会計補正予算など町長提出議案を審議し、いずれも原案とあり可決されました。議決された議案の内容は、次のとおりです。



歳入の主なものは、営業収入の利用料及び一般会計繰入金の減額です。
歳出の主なものは、営業費用の宿舍経営費及び繰上充用金の減額です。

収益的収入は、医業収益です。収益的支出は、医業費用です。資本的収入は、企業債及び国庫補助金です。資本的支出は、建設改良費です。

これは、昭和五十九年度より着工予定の利尻島国保中央病院の建設に要する資金にあてるため、建設基金を新しく制定したものです。

◎昭和五十八年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)
これは、これまでの予算額に、歳入歳出共に五百万円を追加し、総額二億四千七百万円とするものです。
歳入の主なものは、一般会計繰入金です。
歳出の主なものは、療養給付費です。

◎昭和五十八年度利尻町砕石事業会計補正予算(第一号)
これは、これまでの業務の予定量に三万二千立方メートルを追加し、生産量を十二万五千立方メートルとともに、収益的収入に一億三千二百二十五万円を追加し、総額五億二千三百一十一万円とし、収益的支出に、一億五百七十七万九千円を追加し、総額四億七千三百六十七万九千円とするものです。
又、資本的支出の予定額を百九十九万円を補正するものです。

◎昭和五十七年度利尻町各会計歳入歳出決算の認定について
これは、地方自治法の規定により、議会の認定を求めたものです。
一、利尻町一般会計
一、利尻町簡易水道特別会計
一、利尻町国民健康特別会計

◎昭和五十八年度利尻町一般会計補正予算(第五号)

これは、これまでの予算額に、歳入歳出共に七千九百三十万円を追加し、総額二十六億一千百万円とするものです。
歳入の主なものは、地方交付税道支支出金、繰入金などです。

これは、これまでの予算額から歳入歳出共に、三百四十四万六千円を減額し、総額一億二千二百六十五万四千円とするものです。
歳入の主なものは、水道管移設補償費の減額です。
歳出の主なものは、仙法志簡易水道拡張工事費及び仙法志地区水管橋外装補修工事費等の減額です。

◎昭和五十八年度利尻町国民健康保険施設事業会計補正予算(第一号)
これは、これまでの収益的収入及び支出の予定額に、それぞれ三千五百六十五万八千円を追加し、総額三億三千二百二十七万八千円とするものです。

◎利尻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
これは、人事院が国家公務員の給与改定について行った勧告に準じて、本町職員の給与条例を改正したものです。

以上の会計が決算特別委員会に附託され、議員全員による決算審査特別委員会で審査の結果、これを認定すべきものと決定、本会議で委員長報告のとおり認定されました。

◎昭和五十八年度利尻町簡易水道特別会計補正予算(第二号)
これは、これまでの予算額から歳入歳出共に一千四百十万円を減額し、総額一億二千八百八十万円とするものです。

◎昭和五十八年度利尻町国民健康特別会計補正予算(第二号)
これは、これまでの予算額から歳入歳出共に一千四百十万円を減額し、総額一億二千八百八十万円とするものです。

◎利尻島国保中央病院建設基金条例
これは、昭和五十九年度より着工予定の利尻島国保中央病院の建設に要する資金にあてるため、建設基金を新しく制定したものです。



した。(内容別掲)

◎利尻島国民健康保険病院組合の設置について

これは、昭和五十九年度着工予定の利尻島国保中央病院に関する事務を共同処理するため、東利尻町と協議の結果、利尻島国民健康保険病院組合を設置したものです。尚、組合規約等については別表のとおりです。

◎専決処分した事件の承認を求めるところについて

昭和五十八年度利尻郡利尻町一般会計補正予算(第四号)これは、衆議院議員選挙の実施に伴う選挙費の補正がおもなものです。

◎陳情第3号

国立病院 療養所の廃止や地方移管民営化に反対し地域医療の充実を求める陳情について(委員長報告)採択

◎陳情4号

国鉄の分割、民営化、貨物、荷物営業の縮小、地方交通線の廃止、駅の無人化促進に反対する陳情について(委員長報告)

利尻島国民健康保険病院組合規約

第一章 総則

(組合の名称)

第一条 この組合は、利尻島国民健康保険病院組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する地方公共団体)

第二条 組合は、利尻町及び東利尻町(以下「関係町」という。)をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第三条 組合は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条の規定による保健施設として、利尻島国保中央病院の設置、及び管理に関する事務を共同処理する。

(事務所の位置)

第四条 組合の事務所は、利尻町杓形字緑町14番地に置く。

第二章 組合の議会

第五条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、12人とする。

二、組合議員は、関係町の長と関係町の議会の議員のうちから当該関係町の議会で選挙した者5人とする。

三、関係町の議会の議員である組合議員が欠けた場合は、その町の議会において、すみやかに補欠の組合議員を選挙しなければならない。この場合町長の補充として選出される議員(以下「補充議員」という。)は、その旨を指定して補充する。

四、次条第二項第一号の規定により、関係町の長が組合議員でなくなった場合は、その町長の属する町の議会の議員のうちから当該町の議会で選挙した者をもって組合議員とする。

(組合議員の任期)

第六条 組合議員の任期は、関係町の長又は関係町の議会の議員としての任期による。

二、組合議員は、次に掲げる各号に該当したときは、その職を失う。

(一)関係町の長である者が第8条第2項の規定により、組合長に選任されたとき。

(二)関係町の長又は関係町の議会議員でなくなったとき。

(三)補充議員の場合、その属する町長が議員となつたとき。

(議長及び副議長)

第七条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各一人を選挙しなければならない。

二、議長及び副議長の任期は、組合議員としての任期による。

第三章 執行機関

(執行機関の組織及び選任の方法)

第八条 組合に、組合長、助役及び収入役各一人を置く。

二、組合長は、組合の議会において、関係町の長のうちからこれを選挙する。

三、助役及び収入役は、組合長の属する町の助役、収入役をもってこれに充てる。

(組合長、助役及び収入役の任期)

第九条 組合長、助役及び収入役の任期は、関係町の長、助役及び収入役としての任期による。

(補助職員)

第十条 第8条に規定するもののほか組合に吏員及びその他の職員を置く。

二、前項の職員は組合長が任免する。

三、第一項の職員の定数は条例で定める。

(監査委員)

第十一条 組合に監査委員2名を置く。

二、監査委員は、組合長が組合議会の同意得て、知識経験を有する者及び組合議員のうちから各一人を選任する。

三、監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任された者については四年とし

組合議員のうちから選任される者については組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間はその職務を行うことを妨げない。

第四章 組合の経費

(経費支弁の方法)

第十二条 組合の経費は、次により支弁する。

(1)議会費、監査委員費、公平委員会費は、関係町が均等に負担する。

(2)前号以外の経費については、使用料、手数料、その他の収入をもってこれに充て、なお不足があるときは、関係町に分担する。

(3)前号の分賦割合は、組合議会の議決を経て定める。

第五章 雑則

第十三条 この規約の施行に關し必要な事項は、組合長が定める。

附則

この規約は、北海道知事の許可のあつた日から施行する。



一部採択

◎陳情5号

日雇健康保険制度の廃止、改善
反対、彼用者保険としての改善
存続、確立を求める陳情につい
て(委員長報告)

採択

◎陳情6号

冬期間の暖房代実費である「燃
料手当」の非課税扱いを要望す
る陳情

採択

◎陳情7号

医療保険をはじめとする社会保
障制度の改善に反対する陳情

◎陳情8号

外国人登録法(指紋、押捺など)
の是正を求める陳情

この陳情については、総務常任
委員会に附託され、閉会中の継続
審議となりました。

「明るい選挙」と「棄権防止」のご協力に感謝します……

「明るい選挙」と「棄
権防止」のご協力に感
謝します……

衆議院議員総選挙と
最高裁判所裁判官国民
審査が去る十二月十八
日行われ、明るい選挙
推進委員の方々をはじめ
、町内のみさんの
御協力により、無事に
終らせていただき特に
棄権防止について、明
推協委員の呼びかけと
、みなさんの御協力と御
理解が相まって宗谷管
内、また道内において
好投票率となりました
ことお礼申し上げます。
今後共、選挙権行使
の重要性等の認識を新
たにし、明るい選挙で、
明るい利尻の発展のた
め、投票総参加にご協
力賜りますようお願い
申し上げます。
このたびの町内各投
票所別の投票率は別表
のとおりです。
利尻町選挙管理委員会

◎ 衆議院議員総選挙 投票状況 最高裁判官国民審査

選挙別	区分	選挙当日の有権者数			投票者数			棄権者数			投票率		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第1投票区	衆議	169	155	324	154	141	295	15	14	29	91.12	90.97	91.05
	国審				129	124	253	40	31	71	76.33	80.00	78.09
第2投票区	衆議	365	403	768	335	358	693	30	45	75	91.78	88.83	90.23
	国審				291	333	624	74	70	144	79.73	82.63	81.25
第3投票区	衆議	186	236	422	175	219	394	11	17	28	94.09	92.80	93.36
	国審				159	202	361	27	34	61	85.48	85.59	85.55
第4投票区	衆議	248	273	521	219	247	466	29	26	55	88.31	90.48	89.44
	国審				177	227	404	71	46	117	71.37	83.15	77.54
第5投票区	衆議	57	60	117	54	53	107	3	7	10	94.74	88.33	91.45
	国審				39	41	80	18	19	37	68.42	68.33	68.38
第6投票区	衆議	103	106	209	85	88	173	18	18	36	82.52	83.02	82.78
	国審				61	73	134	42	33	75	59.22	68.87	64.11
第7投票区	衆議	83	85	168	75	69	144	8	16	24	90.36	81.18	85.71
	国審				49	59	108	34	26	60	59.04	69.41	64.29
第8投票区	衆議	205	213	418	183	190	373	22	23	45	89.27	89.20	89.23
	国審				140	160	300	65	53	118	68.29	75.12	71.77
第9投票区	衆議	64	63	127	53	57	110	11	6	17	82.81	90.48	86.61
	国審				41	49	90	23	14	37	64.06	77.78	70.87
計	衆議	1,480	1,594	3,074	1,333	1,422	2,755	147	172	319	90.07	89.21	89.62
	国審				1,086	1,268	2,354	394	326	720	73.38	79.55	76.58

除雪作業に協力を

いよいよ本格的な雪とのたたかいがおとつれました。前月号(一月号)にも掲載いたしました月、土現では万全の体制で除雪作業を実施しておりますが、住民のみなさんの御協力なしでは、スムーズな除雪作業もできません。除雪作業に一番支障をきたすのが「路上駐車」です。

皆さんのご協力をお願いします。**愛車は車庫へ**

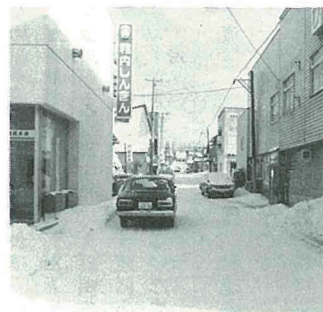
◎夜間の路上駐車は、その地域の路上の全部が除雪できなくなりみんなの迷惑です。絶対やめましょう。

◎火災、救急等の災害時には消防車、救急車も入れないという大変な事態が発生します。

◎駐車可能な路線であっても、夕方から早朝の除雪時間帯には、愛車は車庫に納めるようお願いいたします。

◎交通事故の原因にもなります。**路上障害物の整理を**

◎歩道や道路わきに除雪の障害となるもの(木片、ドラムかんなど)



ど)を置かれますと、除雪車はねとばして、建物や人に危害を与えるばかりでなく、ロータリー車の羽根をいためますので置かないようご協力をお願いいたします。

(除雪車には子供を近づかせないで下さい)

◎除雪で出入口をふさぐこともありますが、この雪を再び車道に投げないようにして下さい。

◎道路わきで子供のスキー、ソリ遊びは絶対させないで下さい。

※除雪作業に対しての御意見等は稚内土木現業所利尻出張所、役場建設課又は仙法志支所へお知らせ下さい。

夜間の路上駐車はやめて!



一、郵便物、ぐんとスピードアップ

郵便局では、二月一日から郵便物の送達速度のスピードアップを図るお客様サービスを実施します。これは、国鉄が二月一日から荷物駅の縮小などを内容とした合理化を実施するの機会に、それまで鉄道便によっていた郵便物の輸送を自動車便に大幅に切り替えて、送達速度のスピードアップを図るものです。

三、大切な郵便物は書留で

入学や就職のシーズンです。受験や入学、あるいは就職の準備などで現金を送ったり、重要書類を送ったりする機会が多くなります。

現金を送る場合は、金額の多少にかかわらず現金書留にしなければならぬことになっています。また、重要書類を送る場合も書留を利用されますと万一その郵便物を取扱中に亡失又はき損した場合には申出の損害要償額の範囲内で、実損額を賠償することになります。

なお、お急ぎの場合は、速達郵便物のご利用をお勧めします。

二、北の味覚を郵便小包で



タラコ、いずし、スケソウダラの生干し……など冬の北海道ならではの味覚はこたえられません。ふるさとから離れて都市に住んでいる友人、知人へ、そして本州で生活しているお子様へ、そんな「北の味覚」を郵便小包で送り届けたいものです。

大事にならぬうちに



一 早めにおろそう
「危険な屋根の雪、氷」一

駐在所だよ

(落水雪による事故防止)

二月は大雪と暖気が一度にやってきて、その影響で屋根に積った雪や氷が落下し、軒下を通行中の人が雪の下敷きとなったり、屋根の雪おろし作業中に転落し、怪我をする事故が多発します。みなさんの家の屋根の雪は大丈夫ですか、すぐに点検してください。

◎歩道に面している屋根の雪は、すぐにおろしましょう。

◎雪おろしをする時は必ず、命綱をつけるとともに、通行中の人に危険のないよう縄張りをしましょう。

あなたと保健室

カゼの予防

十二月から翌年の二月にかけて、カゼの患者が増えてきますが、あなたは大丈夫ですか。

カゼをひくと、頭痛、発熱、クシャミ、鼻水、鼻づまり、咳というふうな色々な症状が出て、普段元気な人でもつらく感じるでしょう。

いやな思いをしないためには、先ずカゼをひかない工夫が必要で、次には、たとえひいても、少しでも早く治すことができるようにする事が大切です。

カゼの原因

現在、カゼの原因として一部、寒さやアレルギー、細菌による感染などがあります。そのほとんどはウイルスによるものと考えられています。「夏カゼ」の原因としてはアデノウイルスがあり、「冬のカゼ」の三分の二はインフルエンザウイルスによるといわれています。

どんなときにカゼをひくか

寝不足や残業、徹夜マージャンで疲れているとき、暖かい家から外に急に薄着で出たり、うたたねをした時など。あとになって「あの時に」と思えることはよくありますね。

このように、チョット用心すれば、



カゼにとりつかれたり、それがもとで他の病気を引きおこす等といったことは防げる場合がたくさんあります。しかし、なんといってもカゼの予防には健康なからだ作りと、規則正しい生活が一番です。

カゼをひいても負けない体力

カゼをひくひかないは、結局のところ、その人の身体にある抵抗力と、外部から入ってくるウイルスとの闘い、ということになります。このためにも、普段からバランスのとれた食事と、十分な運動と休養をとった健康なからだであれば、カゼをはじめとした病気を防ぎ、たとえかかっても軽くすみますので、日頃の健康への心づかいが、こういう時にものこります。

カゼをひかないために

①偏食をしない。

とくに冬は、私達の身体も新陳代謝が低下しますので、これを良くする為の動物性食品、特にレバーを多く食べること。また、鼻やのどの粘膜を強くする為にビタミンAを多く含んだ食品、バター、レバー、卵黄を。血行を

良くしてもやけを防ぐには、ビタミンC、Eを多く含んだ食品、ミカン類、ゴマ等があげられます。

②十分に眠って下さい。

③からだをきたえよう。

寒さは、私達の身体の血管を縮め、そのために身体の各機能の働きが低下してしまいます。毎日の体操や運動、時にはレジャーも楽しんで下さい。

④厚着をしない。

不必要な厚着は肩こりの原因にもなります。洗濯のよくできた汗を吸いとり、下着を身につけること。寒い時は足元や頭、首を暖かくすれば良いでしょう。

⑤マスクとうがい。

マスクの効果については賛否両論がありますが、のどの保温と湿気を保つためには効果があります。又、外出から帰ったらウガイをして、のどについたウイルスやバイキンを取りましょう。

カゼを早く治すには

①安静

カゼをひいたら暖かく安静にして、ウイルスの力が衰えるのを待つ以外にありません。カゼの症状をやわらげるクスリはあっても、カゼそのものに効くクスリはありませんから。

②汗を出そう。

カゼをひいて熱があるときに、身体を暖め、汗を出して熱を取るとい

もひとつの方法です。

民間療法の卵酒もこの代表的なものです。ただ、下着はマメに取りかえて下さい。

③食事に注意

食欲が落ちますので口あたりの良いもの、加えて消化の良い食品を消化しやすい調理法で。最後に栄養価の高いものを食べる。

この条件にあった料理として、暖かい鍋物やシチュー、茶碗蒸し、プリンなどがあります。時期的に手にはいりやすいみかんは、ぜひとりましょう。

④カゼをひいたら「禁煙」
カゼをひいたらのどの調子を悪くするばかりですし、ウイルスを侵入しやすくもしますので吸わないようにしましょう。

以上の事が実行出来るなら風邪はもうこわくないでしょう。
今日から実行してみして下さい。

保健婦 平野・記



りしりの博物誌

公益質屋について(その一)

第一次世界大戦後、世界各国の

経済が復興するにつれて、生産過剰や慢性的な農業恐慌がおこり、一九二九年、秋からアメリカを発端とする世界大恐慌がおこりました。

日本では、一九二七年から、不況下の波で、米や生糸の値段が下がり、資本家が貸金を引き下げたり、合理化のための人員整理を行なったことなどから、人々の生活は根底から脅かされることになりました。

このような社会状況は、米騒動や普通選挙要求運動などの社会運動を生み出すとともに、一方ではそういった社会運動を抑圧する政策を用いるとともに、人々を貧困から救うために社会政策的法会の制定がおこなわれました。

貧困をめぐる社会問題の対策としては個人的な慈善事業などでは不十分なことであり、貧乏は個人の問題より社会制度から発生するものとして、社会政策が立法化されました。

立法化された政策は次のとおり

法 令	施行年
工場法	大天五
職業紹介所法	大正十
健康保険法	大正十五
労働争議調停法	大正十五
都市計画法	大正九
中央卸売市場法	大正十三
借地借家調停法	大正十
不良住宅地区改良法	昭和二
公益質屋法	昭和二
自作農創設維持補助規則	大正十五

です。

今回紹介する公益質屋について

は、以上のような歴史的背景によって生み出されたわけです。なぜならば、大正時代末期からの不況におびやかされた人々は庶民金融機関である質屋を大いに利用するようになりませんが、その利率が高いため、借りても返済に困るもの

が多かったことから、政府・北海道庁は社会生活の安定に資するため、市町村の直営による低利の公益質屋の設置を勧奨するようにな

ります。

表にもある通り、「公益質屋法」が制定されたのは一九二七(昭和二)年三月です。しかし、北海道では、この制定にさきがけて、一九二三(大正十二)年八月に苫前郡焼尻村に初めて設置され、翌年十二月にも積丹郡余別村でも経営し、先駆的役割を果たしました。公益質屋法施行後は、一九二八(昭和三)年六か所、一九二九年十七か所、一九三〇年十二か所と年を追って道内の各市町村に設置されました。

公益質屋とは、経営主体が市町村で、特別会計をもって経営するものです。経営の実態は普通の質屋と異なり、利率が低利であったことから庶民金融としての実をあげる事ができました。

また、公益質屋の運営は、普通消費貸付けは一口十円を限度とし、生活資金は二世帯五〇円以内とし、貸付利率は一ヶ月について一〇〇分の一・二五です。また、質流れ期間は四ヶ月、質物交換および一部受戻しには重利を課しませんでした。貸付けは質物評価額の一〇

分の八、質流れ期間を過ぎてても一ヶ月以内に利息を払うと契約の更新ができるなど、利用者にとって有利な条件があり、人々に役立ち

ました。

公益質屋は、さらに、一九三二(昭和七)年度より三ヶ年間、時局匡救事業として、公益質屋の低利資金借入れにたいして、利子補給が講ぜられるようになってから、さらにその設置が増加した。一九三三(昭和八)一〇月末には、その数は六〇か所となり、一村に二ヶ所の質屋を設置した奥尻村などの例もあらわれました。

昭和七年度の貸付額は一四一四〇〇〇余円に達し、昭和一三年度末には質屋数七五か所、貸付人員一二万七九九五、貸付金額一五七万五一八〇円と伸長しました。公益質屋は、日中戦争の勃発期を境にやや停滞ぎみとなり、昭和十六年末の状況は、設置か所七六

貸付人員九万一四七二人、貸付金額一六二万二二三二円でありましたが、終戦後にいたって各市町村ともこの制度を廃止するようになりしました。

一九三五(昭和一〇)年の全道の質屋数は六六ありました。その事業開始年度は次の通りです。

年度	質屋数
大正12	1
大正13	1
昭和3	4
昭和4	16
昭和5	9
昭和6	3
昭和7	9
昭和8	16
昭和9	7
合計	66

また、宗谷管内では、稚内町が

昭和四年に開業したのが始まりで、頓別村が昭和八年に開業したのが最後です。利尻島内では、仙法志沓形・鶴泊の各村に設置されましたが、なぜか、鬼脇村には設置されなかったようです。

名	所在地	開始年月日
稚内町公益質屋	稚内町(今稚内市山下通)十四日三三	昭和4年1月1日
狼弘村公益質屋	狼弘村(今余別村)	昭和4年5月1日
仙法志村公益質屋	仙法志村(今沓形町)	昭和5年1月10日
宗谷村公益質屋	宗谷村(今クツカ)	昭和6年3月7日
沓形村公益質屋	沓形村(今クツカ)	昭和6年5月1日
中頓別村公益質屋	中頓別村(今頓別町)	昭和8年6月25日
鶴泊村公益質屋	鶴泊村(今トマ)	昭和8年7月1日
枝幸村公益質屋	枝幸町(今エサシ)	昭和8年5月6日
頓別村公益質屋	頓別村(今頓別町)	昭和8年12月21日

次回も公益質屋について(二)を送ります。

参考文献

- ・新北海道史第5巻通説4
- ・公益質屋書類(自昭和5年〜至昭和12年) 仙法志村(利尻町立博物館 学芸員)



町の台所

十二月の定例議会で昭和五十七年度の決算が認定されました。みなさんが納めた税金や国・道からの交付金や借入金などによって、いろいろな事業を行っています。町税が一億三千万円ほどしかないのに、何十億円もの仕事ができるという町の台所はどんな具合なのか」という疑問も聞かれます。

私たちの町の「台所」が一体どのような中身になっているかをみなさんに図表であらましをお知らせします。

まし

1人当りの町税負担額



23,315円
(56年度22,118円)

1世帯当りの町税負担額



93,179円
(56年度89,751円)

収入の状況

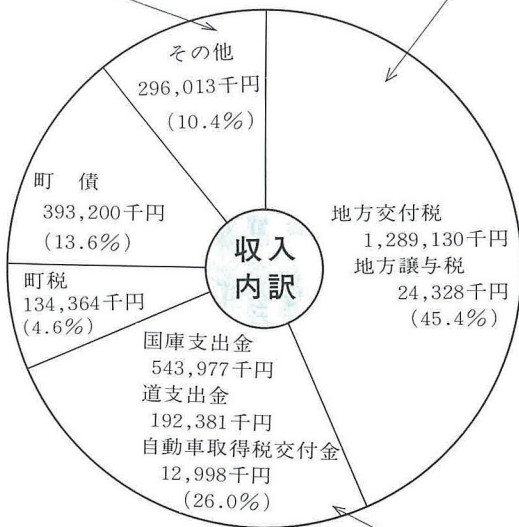
本町の一般会計で昭和五十七年度に入ったお金は、「総額二十八億八千六百三十九万一千円」となっています。

この収入の内容を表にしたのが下図の円グラフです。この図表でもわかるように町の「台所」をまかなう財源の中で大きなものは地方交付税でこれは毎年変わらず町税をはじめ、国庫、道支出金や町債はその年によって順位が変わります。

- 分担金及び負担金 10,161千円
- 使用料及び手数料 21,735千円
- 財産収入 16,213千円
- 寄付金 1,900千円
- 繰入金 52,000千円
- 繰越金 56,864千円
- 諸収入 137,140千円

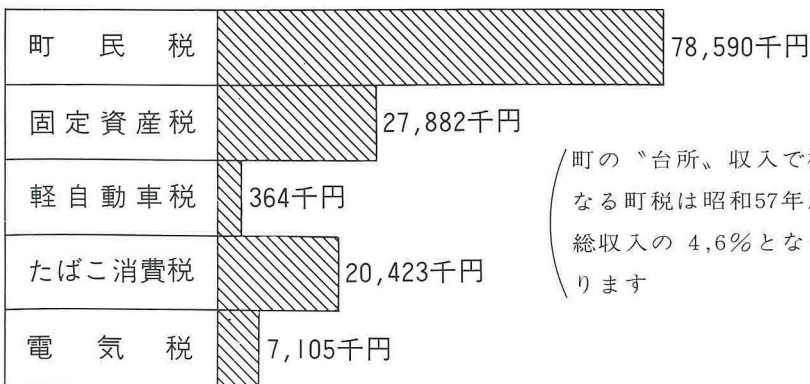
▼ **繰入金**
砕石事業会計からの繰入金です

▼ **寄附金**
一般寄附金及び指定寄附金(教育)です



▼ 地方交付税は(町)が一定水準のしごとをしていくのに必要なお金を、自治体自身の収入だけでまかなわれない分を国が町に交付してくれるお金です。

▼ 地方譲与税は国税として国が徴収しその一部を町に配分してくれるもので、国税の地方道路税(揮発油に含まれる税金)と自動車重量税の一部が町道の延長および面積に按分して町に入るお金です。



(町の「台所、収入で根幹になる町税は昭和57年度では総収入の4.6%となっております)

▼ 国庫支出金及び道支出金は町の特別な事務事業の財源にあてるため交付されるお金です。

▼ 自動車取得税交付金は道税の自動車取得税の一部を町道の延長および面積に按分されて交付されるお金です。

昭和57年度決算報告 (一般会計)

収入 2,886,391千円
支出 2,819,300千円

のあら

支出の状況

本町の一般会計で昭和五十七年度に使われたお金は「総額二十八億一千九百三十万円」となり、その内容は図表のとおりです。

特にこの中で、教育施設整備関係が二億四千万円を超える支出となったほか、水産振興事業関係で一億七千万円、道路整備事業関係で一億八千万円、港湾関連整備関係で一億円、職員住宅、公営住宅新築事業で一億円、災害復旧事業で一千万円が使われました。

1人当りの支出額



489,207円

(56年度467,623円)

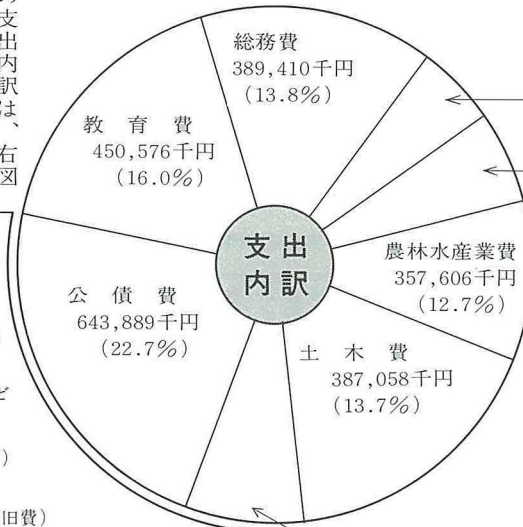
1世帯当りの支出額



1,955千円

(56年度 1,897千円)

▼下図の性質別の支出内訳は、右図の円グラフをさらに分析して、使われたお金はどのような性質に区分されるかを表したものです。
この中で、くらしの豊かな町づくりのため水産振興事業、産業基盤整備や道路などの生活環境づくりと人づくりのため各種教育施設整備などに使われた投資的なお金が全体の約三五・〇%となっています。


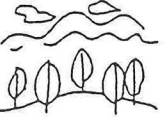
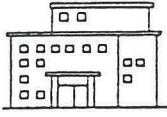

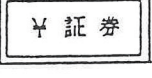
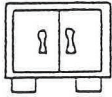


<性質別の支出内訳>

投資及び出資金	(病院などへの出資金) 10,010千円 (0.4%)
貸付金	(商工業者、農業者などに対する貸付金) 22,240千円 (0.7%)
積立金その他	(財政調整積立金など) 86,897千円 (3.1%)
災害復旧事業費	(沓形港東突堤災害復旧費) 13,245千円 (0.4%)
繰出金	(国民宿舎、国保事業への繰出金) 37,547千円 (1.3%)
維持補修費	(各種施設や道路などの維持補修で除雪経費も含む) 53,546千円 (1.9%)
公債費	(町債の元利償還金や一時借入金の利子など) 643,883千円 (22.9%)
物件費	(賃金、旅費、一般消耗品と備品購入費、郵便料、電話代、光熱水費など) 190,597千円 (6.8%)
人件費	(議員の歳費、特別職や町職員給料等、各種委員等報酬など) 388,771千円 (13.8%)
扶助費、補助費	(各種団体への補助金や交付金各種保険料、各種会費や謝礼など) 397,017千円 (14.1%)
普通建設事業費	(各種建設事業費や用地購入費など) 975,447千円 (34.6%)

議会費	47,249千円 (1.7%)
商工費	89,897千円 (3.2%)
消防費	104,085千円 (3.7%)
災害復旧費	13,245千円 (0.5%)
諸支出金	2,000千円 (0.1%)

■町有財産の状況

<p>土 地 が</p>  <p>2,481,544㎡</p>	<p>山 林 が</p>  <p>4,611,750㎡</p>	<p>建 物 が</p>  <p>32,848㎡</p>
<p>車 両 が</p>  <p>31台</p>	<p>証券その他の権利が</p>  <p>13,530千円</p>	<p>基 金 が</p>  <p>130,370千円</p>

■有価証券や出資金などの状況

<p>▼ 有 価 証 券</p> <p>株 券 債 7,114千円</p> <p>社 債 40千円</p>	<p>▼ 出 資 金</p> <p>北海道漁業信用基金協会 2,600千円</p>	<p>財団法人日本離島センター 1,899千円</p> <p>北海道市町村職員福祉協会 1,000千円</p> <p>北海道農業信用基金協会 300千円</p> <p>北海道国民健康保険団体連合会 266千円</p> <p>北海道農業開発協会 200千円</p> <p>北海道私学振興基金協会 75千円</p> <p>財団法人北海道学校保健会 36千円</p>
---	---	--

町が保有している財産は

町が保有している財産は、積立金(基金)のほかに、町有地や町有林、それに学校、役場庁舎、町民センター、研修センター、公民館などといった町有施設と福祉バスや乗用車などの車両があります。

これらの財産の内容は別表のとおりです。このほか有価証券、出資金等についても別表のとおりです。(この保有財産の数字は昭和五十八年三月三十一日現在のものです。)

▽町債の状況

町債は毎年計画的に返済
 現在高は二十一億円!

▼町債は、町が大きな事業をする場合に国や金融機関などから長期の借入金をもって財源としています。この借入れを「起債」とよんでいます。その元金や利子は計画的に返して、健全財政を維持しながら借入れれています。

未 償 還 元 金
2,217,535,000円

町 民 1 人 当 り
384,788円

(58年3月末人口 5,763人)



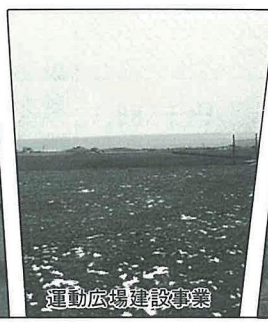
▷昭和57年度に建設した第2種公営住宅新築事業の建設費もその一部を国から借入れしました。

昭和57年度

歳出の主な事業費

事業費二〇〇万円以上掲載

(総務費)	職員住宅建設事業	七〇、九七〇
	神磯地区テレビ難視聴共同受信施設々置事業	二、七一一
	種富町第一自治会館建設事業	五、五四一
	長浜自治会館建設事業	八、八七一
(衛生費)	齒科ユニット購入事業	二、八九七
(農林水産業費)	町有林造林事業	三、九八〇
	小規模治山事業	四、三三〇
	元村地区	二、六九〇
	経営林道新湊線開設事業	一七、二七一
	富士見町第二船揚場新設事業	一三、八七〇
	新湊第四地区船揚場新設事業	七、六五〇
	泉町船入湖液除堤改修事業	五、六八〇
	仙法志本町船揚場液除堤設置事業	四、〇五〇
	御崎船揚場新設事業	六、九〇〇
	神居第一船揚場整備事業	三、六三〇
	アワビ種苗購入事業	六、一八〇
	大型増殖団地パイロット事業	三、一七五
	大規模増殖場造成事業	一七、五四〇
	小規模増殖場造成事業	一、九三七
	投石(自然石)事業	一、二二七
	沓形漁協分	一六、八〇〇
	仙法志漁協分	一、八〇〇
	千エン振施設設置事業	四、五〇〇
	沓形漁協分	四、五〇〇
	仙法志漁協分	四、五〇〇
	昆布養殖係留施設設置事業	一〇、六一二
	磯焼対策漁場造成事業	三、〇〇〇
	増養殖作業保管施設設置事業	七、九八四



交通安全だより

利尻町のシートベルト着用率は二十三%!

「あなたは車に乗っている時、シートベルトを着用していますか」となっております。

車に乗る方は「シートベルトの着用こそ安全へのパスポート」を合言葉に安全運転を心掛けましょう。

このため八月から十月までの三ヶ月間、全道のシートベルト着用状況が調査され、本町においても道々駕泊査形線に調査点を定め、月二回調査を実施いたしました。その結果が別表のとおりです。着



シートベルト着用状況

(強調期間58.8.1~58.10.31)

	全 道		宗谷支庁管内		利 尻 町					
	運転席	助手席	運転席	助手席	運 転 席			助 手 席		
	着用率	着用率	着用率	着用率	調査数	着用数	着用率	調査数	着用数	着用率
8月	22.9%	20.4%	23.7%	21.6%	100台	17台	17.0%	30台	2台	6.7%
9月	22.5	21.2	25.9	19.9	100	20	20.0	32	4	12.5
10月	23.9	21.6	25.6	23.9	100	32	32.0	21	5	23.8
計	23.1	21.0	25.2	21.7	300	69	23.0	83	11	13.3

青少年の豊かな心を育てよう

子どもは

親の姿を見て育つ!

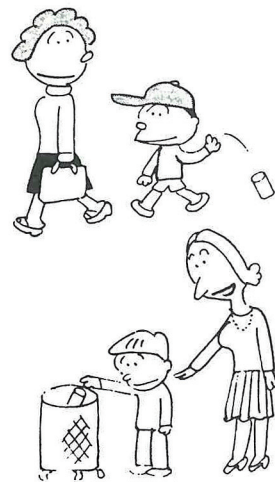
青少年の非行問題は、わが国ばかりでなく、先進国が抱える共通の悩みであるといわれています。

そこで、総理府の「青少年と家庭に関する国際比較調査(昭和五十七年)」をもとに、しつけの問題を諸外国と比べてみましょう。

日本の親と外国の親

しつけは「学校や社会より家庭が中心」という点では、日本の親も外国の親たちも「そのとおり」と答えています。

しかし「親のできるしつけには限度がある」と外国の親のほとんどが答えているのに比べ、わが国では約半数の人しか「限度」があるとは思っていません。つまり、日本の場合、親の二人に一人は家



家庭中心のしつけで十分であると考えているわけです。

一方、親子が一緒に行動する割合をみますと、わが国は先進国の中では最も低くなっています。特に、室内ゲームとか旅行、それに子供の勉強をみることにしては三人に一人しか行動を共にしていません。

以上、二つの結果を併せ考えてみると「家庭でのしつけで十分」としながらも、日本の家では、親子が一緒にいる時間が少ないことが分かります。

また、親がふだん子供に言い聞かせている内容も、お年寄りなどへのいたわりや公衆道徳の面でわが国は諸外国に比べて不十分です。公衆道徳の欠如は、周りの人に迷

家庭・学校・地域社会

子供のしつけは、家庭が中心となり、学校、地域社会が補完的に対応するのが理想的です。家庭でのしつけがうまくいかず、対応しきれない場合は、変に隠したりせず、学校や地域の相談施設、警察などに相談するようにしましょう。病気を治すには早期診断・早期治療が有効ですが、青少年の非行も同じことがいえます。親の手にも余る場合は、できるだけ早く専門家に相談してください。

心身ともにたくましく

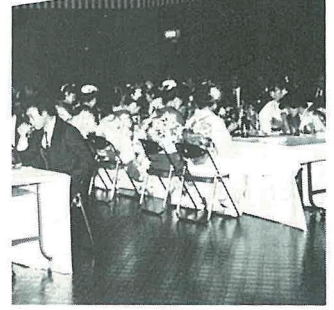
非行問題は 先進国に共通の悩み





31人が晴れて成人に

20歳になったみなさん、今日から一人前の大人として、また一人の社会人として新しい門出です。
利尻町で今年成人を迎えた人は31名、この内2名の方々には抱負を語っていただきました。



「自分」
責任をもって」

成人を迎えた事で「責任」という言葉の意味がより強く感じられるようになりました。
これからは、今までの甘さみたいなものは、もちろんゆるさくない事だし、何をするにせよひとりの大人として扱われるのですから、自分の行動・立場というものを、自覚し責任をもたなければいけないと思います。
これから、たくさんさんの障害につきあたると思いますが、それをのりこえ、早く一人前の大人になりたいと思います。
また、いつまでも「やさしい心」をもてる人間になりたいと思います。

「自分」
責任をもって」

成人を迎えた事で「責任」という言葉の意味がより強く感じられるようになりました。
これからは、今までの甘さみたいなものは、もちろんゆるさくない事だし、何をするにせよひとりの大人として扱われるのですから、自分の行動・立場というものを、自覚し責任をもたなければいけないと思います。
これから、たくさんさんの障害につきあたると思いますが、それをのりこえ、早く一人前の大人になりたいと思います。
また、いつまでも「やさしい心」をもてる人間になりたいと思います。



川端 秀子 さん
—仙法志字長浜—

「一歩」
着実に」

社会に出てから二年が過ぎ、成人式を迎える事になり、大人への第一歩を踏み出しました。
何事に対しても甘えがあり、未熟で、半人前でしたが、二十歳を区切りとして、自分の言動や、行動の一つ一つに責任を持ち、一歩一歩着実に歩んで行きたいと思えます。
早く一人前の大人として認めてもらえるように努力すると共に、今まで暖かく見守ってくれた両親、周囲の方々に深く感謝します。
より一層、大きな人間となり、社会へ飛躍したいと思えますので、ご指導のほど、よろしくお願ひ致します。

「一歩」
着実に」

社会に出てから二年が過ぎ、成人式を迎える事になり、大人への第一歩を踏み出しました。
何事に対しても甘えがあり、未熟で、半人前でしたが、二十歳を区切りとして、自分の言動や、行動の一つ一つに責任を持ち、一歩一歩着実に歩んで行きたいと思えます。
早く一人前の大人として認めてもらえるように努力すると共に、今まで暖かく見守ってくれた両親、周囲の方々に深く感謝します。
より一層、大きな人間となり、社会へ飛躍したいと思えますので、ご指導のほど、よろしくお願ひ致します。



本江 瞳 さん
—杏形字本町—




ゼロ

交通事故死〇目標1000日

達成日 昭和59年6月12日

- ・スピード・ダウンで安全運転を！
- ・シートベルトは必ず着用しましょう。

利尻町交通安全推進協議会



税

務

だ

よ

り

所得税法並びに地方税法の規定に基づき、毎年二月十六日から三月十五日までを法定申告期間として全国一斉に申告事務、納税相談が行われます。

当町においても、次の日程により各自治会各納税貯蓄組合へ税務職員が向かい、申告受付事務、納税相談を実施いたしますので当日は最寄りの会場へ必ずおいでのうえ、申告を済ませますようお願いいたします。

この申告は、必ず期限内に申告をしなければならぬことになっており無申告や期間が遅れると特典控除が認められなくなり、罰則を受ける事になります。

ご主人が出稼ぎに出て留守の方でも配偶者や責任者の方は是非おいで下さい。

どうしても申告の出来ない方は申告書を主人に送って書いてもらって期間内に役場税務係に提出願います。なお、申告用紙は当日会場で配付いたしますので当日は次の書類を必ずご持参下さい。

- (1) 漁業者の方は、販売物の精算書並びに油代や船外機、魚貝類の買入れ修繕等の領収書
- (2) 営産業の方は、仕入書や経費の明細書等
- (3) 印鑑及び国民健康保険証
- (4) 生命保険掛金の領収書又は、その証明書、火災保険の領収書、医療費控除該当者はその診療等の領収書、雑損控除該当者はその明細書並びに見積金額書等

(5) 出稼者等給与所得のある方は、会社からの源泉徴収票

昭和59年度町道民税申告受付相談日程表
(所得税・事業税)

▽仙法志地区

受付巡回月日	申告会場・時間	申告会場・時間
2月16日	御崎地区 9:30~12:00 御崎自治会館	元村地区 13:30~16:00 元村自治会館
17日	政泊地区 9:30~12:00 政泊自治会館	神磯地区 13:30~16:00 神磯自治会館
18日	長浜地区 9:30~12:00 長浜自治会館	
20日	久連地区 9:30~12:00 久連自治会館	仙法志本町1地区 13:30~16:00 公民館
21日	仙法志本町2地区 9:30~12:00 公民館	当日部落で申告できなかった方 13:30~16:00 公民館

▽沓形地区

受付巡回月日	申告会場・時間	申告会場・時間
2月22日	蘭泊地区 9:30~12:00 蘭泊自治会館	神居1地区 13:30~16:00 神居1自治会館
23日	神居2地区 9:30~12:00 神居2自治会館	泉町1地区 13:30~16:00 泉町自治会館
24日	本町地区一円 営業者所得税申告相談 9:30~16:00 商工会館	
25日	富士見町港町地区 所得税申告相談 9:30~17:00 商工会館	
27日	泉町2地区 9:30~12:00 泉町自治会館	泉町3・4地区 13:30~16:00 泉町自治会館
28日	所得税還付申告相談 9:30~16:00 商工会館	
29日	緑町1地区 9:30~12:00 保健福祉館	緑町2地区 13:30~16:00 保健福祉館
3月1日	日出町1地区 9:30~12:00 保健福祉館	日出町2地区 13:30~16:00 保健福祉館
2日	種富町1地区 9:30~12:00 種富町第1自治会館	種富町2地区 13:30~16:00 種富町自治会館
3日	種富町3地区 9:30~12:00 種富町自治会館	
5日	新湊1地区 9:30~12:00 新湊自治会館	新湊2地区 13:30~16:00 新湊自治会館
6日	新湊3地区 9:30~12:00 新湊自治会館	新湊4地区 13:30~16:00 新湊自治会館
7日	栄浜地区 9:30~12:00 栄浜自治会館	当日部落で都合で申告できなかった方 13:30~16:00 保健福祉館
8・9日	当日部落で都合で申告できなかった方 9:30~12:00 保健福祉館	(給与者医療費等還付申告)

申告書の提出期限は3月15日です

新春座談会 「漁業振興を考える」

去る一月十四日、利尻町民センターにおいて、杓形、仙法志両漁組関係者、利尻地区水産技術普及指導所長、町議会議長、町長、助役をはじめ、町水産係など漁業関係者約四十名が集り、「漁業振興を考える」というテーマで、座談会が行われました。

昭和五十八年度の水産業の概況について説明され、根付漁業、栽培漁業（養殖事業）、漁船漁業の三つを大題に設け、それぞれ細か

され討議されました。また、杓形、仙法志両漁組の組合員の平均年齢が、昭和五十八年十二月三十一日現在で、五十六・六〇歳と高齢化しており、漁業後継者対策についても、深刻な問題として話し合われておりました。

その中でも、特に根付漁業（コンブ・ウニ）及び漁船漁業の今後についても活発な意見の交換がなされました。

天然コンブ・ウニについては、

実態の見直しをはじめ、漁業者自らが経営の合理化を推進すると



「コンブ・ウニ」の増産・安定生産の早期実現は全漁民の総力において

な現況説明と問題提起がなされ、当町の基幹産業である漁業の振興を将来どのように展開して行くかという観点から、活発な意見が出

増産体制及び安定生産の早期実現に意見が集中し、今後の増産及び安定生産の早期実現には、組合員一人ひとりの理解はもとより、全漁民の参加のもと、人力戦術（磯掃除、雑草駆除）を含めた、漁場の徹底管理（造成及び手入れ）の確立を図るとともに、稚貝の保護等、積極的に取り組んでいるが、更に徹底された保護対策が必要であり、これには、全漁民の総力を上げて積極的に推進しなければなら

もに、新規漁業許可の受認等によつて生産意欲の向上に努めなければならぬ。又、底引漁業による漁場の荒廃を阻止するため、韓国漁船及び国内船の排除実現に向け積極的な運動を続ける等、漁業資源の保護に努めなければならないなどの意見がありました。

いづれにしても、漁家経済の安定と生産の向上には、漁業者自らの創意工夫と全漁民による一致協力した体制が望まれるものと思

います。

又、漁船漁業については、操業

ます。

利尻町老人福祉センター・利尻町老人福祉寮 完成祝賀会が盛大に開催

（老人福祉施設）

去る十二月十五日、本町の老人福祉施設として、老人福祉センターと福祉寮が完成、その祝賀会が老人福祉センター集会所にて盛大に開催されました。

この施設は、これから益々深刻化する老人人口の増加に伴う老人世帯を中心とした老人福祉対策の一環として建設されたものです。

（利尻町老人福祉センター）

老人の教養講座の開設等、老後を明るく楽しい生活を送るための生きがい対策として気軽に集まる憩いの場として、集会所、図書室、教養娯楽室、陶芸室があり、老人の健康管理として、機能回復訓練室、健康相談室等を備えた、多目的施設です。

所在地 利尻町杓形字緑町

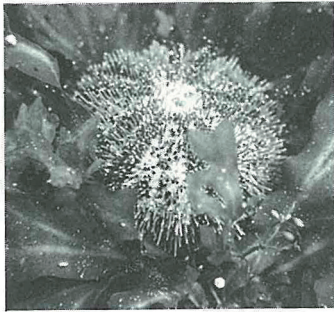
二十一番地

（利尻町老人福祉寮）

老人世帯、同居老人世帯で日常生活（自炊生活）の困難な老人を収容し、老後を安心して生活できるようにすることを目的とした施設です。

所在地 利尻町仙法志字寧政畑

六十九番地



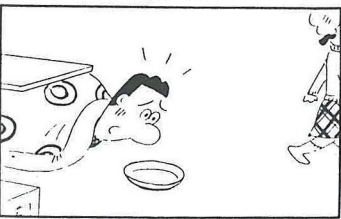
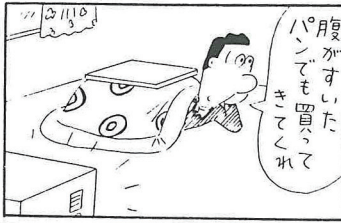
利尻町老人福祉寮



利尻町老人福祉センター

さわやか君

西村 宗



病氣見舞返しを廃して
 杓形字蘭泊 野沢 猛様から
 (利尻町社会福祉協議会)

氏名 保護者 続柄 住所
 高塚 俊樹 信之 長男 神居
 八木 宏和 昌弘 二男 御崎



氏名	年齢	住所
戸田 雪雄	四八歳	日出町
今野松太郎	七一歳	緑町
本間己之七	六二歳	種富町
北辻 トヨ	八五歳	久連
谷 キノ	九四歳	御崎

お誕生おめでとう
ございます



戸籍の うごき

自12月1日
至12月31日

おくやみ
申し上げます



ご厚意に感謝します

このたび次の方から愛情銀行に
 金一封が預託されましたので、紙
 上を借りてお礼申し上げます。

利尻町 利尻やませの会様から
 寄附金として

仙法志字久連 北辻一郎様から

母トヨ様の香典返しを廃して
 仙法志字御崎 谷 富雄様から

母キノ様の香典返しを廃して

杓形字蘭泊 野沢 猛様から

皆さんの 苦情や要望 を行政に反映を!

ふだんの生活で、何か不
 便を感じていること、行政
 上の苦情、要望、意見を聞
 いて、問題の解決に努力し
 皆さんのよりよい行政を目
 指しています。

「行政相談は、あなたの生
 活に行政をつなぐパイプで
 す。明るく住みよい社会を
 つくるために「行政相談」
 をご利用ください。」

国鉄、電々、専売等のこ
 とについての相談

◎どのような方法で相談す
 るのか

口頭、電話、手紙で行政相
 談委員にお申し出下さい

▼行政相談委員

利尻町杓形字富士見町

荒木 健三

電話 四一〇一八



◎どんなことを相談するの
 か
 恩給、年金、登記、国税、
 保険、生活保護、環境衛
 生、農地、郵便、道路、
 交通、公営住宅、河川、
 公害、一般許認可のほか

免許証更新時講習会

◎二月二十五日(土)
 ◎利尻町保健福祉館(杓形)
 ◎午後六時三〇分
 ※当日は時間厳守して、忘れずに
 受講しましょう。

われら 町民

